

時事新報社定額
 時事新報社は毎月八面乃至十二面にして詳細なる商況物
 價の報告あり其代價送送料は左の如し
 一號 貳圓五厘〇一ヶ月 前金五拾圓〇三ヶ月 前
 金壹圓四拾五圓〇六ヶ月 前金貳圓八拾五圓〇一ヶ
 年 前金五圓六拾圓〇月曜日休刊(此他大祭祝日年
 始年末等一切休刊セズ)
 時事新報社より直接ニ郵送スルモノハ定價ノ外二
 三月十三日ノ送送料ヲ申受ク
 時事新報社(東京)

本社(寄稿)付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より
 各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受け紙面を
 購置するより各社同一の記事を購置するより事少からず
 時事新報社は社員並に通信員を以て斯類の社
 員に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通
 信社に之を頼むれば本社にも其報道は違はずして通
 信社の方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も亦
 本社に之を寄せ送らんとすべしとす方直接に
 本社に之を寄せ送らんとすべしとす方直接に

時事新報社ニ送ルモノハ原稿ハ凡テ寄稿者ニ返
 ヘサズ又本社ニ保存セズ

官邸一先づ廢す可し

此項閣下所に據れば行政整理委員は殆ん全會一致
 を以て官邸の廢止を主張し内閣大臣中には同意者もあ
 り又不同意者もありて未だ容易に決せずと云ふ整理委
 員は如何なる理由を以て其廢止を稱ふるや之に同意せ
 るは如何なる理由を以て其廢止を稱ふるや之に同意せ
 るは如何なる理由を以て其廢止を稱ふるや之に同意せ
 るは如何なる理由を以て其廢止を稱ふるや之に同意せ
 るは如何なる理由を以て其廢止を稱ふるや之に同意せ

時事新報

官邸一先づ廢す可し

此項閣下所に據れば行政整理委員は殆ん全會一致
 を以て官邸の廢止を主張し内閣大臣中には同意者もあ
 り又不同意者もありて未だ容易に決せずと云ふ整理委
 員は如何なる理由を以て其廢止を稱ふるや之に同意せ
 るは如何なる理由を以て其廢止を稱ふるや之に同意せ
 るは如何なる理由を以て其廢止を稱ふるや之に同意せ
 るは如何なる理由を以て其廢止を稱ふるや之に同意せ

を絶つるも政府の爲めに計りて今日の良策なる可し或
 は尙ほ其必要を稱ふる者あらんか請ふ實例を擧げて之
 を證す可し現に通信大臣は鐵道局の本省に接近せざる
 は不便なりとて其官邸を以て同局に宛て大臣は私邸より
 通動して別に差支を見ざるに非ずや官邸一先づ廢止
 して可なり
 蓋し我輩が廢止の上に一先づの文字を冠したるは微意
 の存する所あればなり文明繁多の世界に因りて内外の
 政務次第に忙しきに至らば實際上是非共官邸を設くる
 の必要に迫らるるも亦ある可し既に今日に於ても若し
 も外務大臣の官邸を廢するに於ては大臣は日々王子西
 ケ原の果より霞ヶ關まで通動するの不便を生じ來るに
 ても知らず可し左れば我輩は絕對的に官邸廢止を主張
 するに非ず却て其新設を要するの目ある待つ者なれば
 も前述の理由に據り此際斷然廢止の沙汰あらんものと
 希望する者なり

官報

陸軍省訓令第四號 北海道廳 府縣 沖繩縣
 陸軍召集旅費現金前渡ニ係り出納ノ檢査及責任解除ヲ
 會計檢査院法第十六條ニ據り明治二十六年度以降會計
 檢査院ヨリ常省へ委託セシメテ之ヲ各師團監督部へ
 委任ス此旨心得へ
 明治二十六年七月三日 陸軍大臣 德壽大山巖

雑報

大坂市會の決議 大坂市會は去る一日午後二
 時より同地商業會議所内に開き先奉事委員半數退任者
 の補欠選挙を行ひしに藤本孝良(新任)、田村大兵衛、早
 瀬太郎三郎、石川市兵衛の四氏當選し夫より北區役所
 新築に關する假令會同區區長尾村本泉寺)桃山遊樂院貸
 渡の件と議決し續て傍聴を禁止し警備會を開き彼の大坂
 市水道管不足五千三百噸の鑄造に係る東京鑄鐵會社
 實視の水道委員前川三氏より同會社に係る實況を報
 告し種々質問協議の上遂に己前市會の決議通り外國品
 を購入する事に決定し午後四時三十分閉會したるよし
 なり

東京商業會議所總會 は去る一日坂本町銀行
 集會所に於て開會する筈なりしが出席員數二名不足
 の爲めに遂に延會となり明日午後四時より同銀行
 集會所に於て更に總會を開くよし

鐵道會議各員の席次及宿所 鐵道會議の議
 員は召集に應じて去る一日通信省内管船局の樓上に會
 し抽籤を以て更に左の通り席次を定めたりと又各議
 員現在の宿所は左記の通りなりと云ふ

- 一 川上 操 上六番 四三
- 二 佐藤 正 上六番 四〇
- 三 藤田 大八 上六番 三三
- 四 寺内 正毅 上六番 二八
- 五 石黒 五十二 上六番 二四
- 六 小室 信天 上六番 二一
- 七 田 徳治郎 上六番 一八
- 八 松本 一 上六番 一五
- 九 宮 武 上六番 一二
- 十 曾根 勝夫 上六番 九
- 十一 國府 廣 上六番 六

播但鐵道會社株主總會 同會社は此の程本
 免狀を下附せられしに或る來る十四日午後一時より日
 本橋區坂本町銀行集會所に於て株主總會を開くと云ふ
 の議案は左の如し
 一、本會社創立に關する件
 一、本會社株式一十株を現株所有者より五分宛遞減
 して御料局へ御持株願出の件

大坂鐵道會社會計員の不始末 前號の電報
 に記載したる大坂鐵道會社會計擔當者和田忠一(四十
 一)同簿記方正木與一(二十二)の兩名が共謀の末同會
 社の金高の中凡一萬五千圓計を費消し重役の手前を
 つくり居たるも遂に此頃に至り會計主任山本誠之氏の
 發見する處となり和田忠一は去る二十九日北の新地靜
 觀樓に潛伏し居たる處を憲兵の爲に拘引せられ方正木
 與一は早くも逃走して居所判然せざるよしなるが目下
 取調中にて詳細の事實は容易に知り難きも右の兩人は
 先頃より或る仲買人の手筋に依り大坂株式取引所の株
 券賣買に手を出し大坂鐵道株七八十圓の頃を見計らひ
 最早此上騰貴なかるべしとて賣方と出掛け一躍千金の
 利益を得ん爲めに頻りに買出しつたれども世間の大勢
 は金融緩慢株券騰貴の一方に傾き折角の計畫は皆反對
 の結果に陥り已むを得ず帳面を誤魔化し追證券替金等
 に支拂ひ夫是する中途に現今の高直(五十圓)株百十餘
 圓に騰貴し最早首尾廻らぬ場合に立至り遂に山本氏の
 實問を受け辨解の道なく姿を隠せしにより會社に於て
 は用捨なく憲兵隊に出訴し今同連捕されしものなりと
 云ふ此事に就ては株主中會社重役の不取締を嘆々する
 ものあれば該金額償還方は何一人の責に歸するか未だ
 判然せざるも事に依れば重役一同の責任に歸するも知
 り難しと云ふ

大坂の綿花相場 大坂に於ける綿花の相場は
 今回海外爲換相場の暴落後日々騰貴の一方に傾き去月
 二十六日頃より本月一日に掛り値々の間に米國玉買
 綿は各々百斤に付き二圓方支那綿一圓方の暴騰を來し
 たれども爲換相場の低容未だ其見當の定まらざる爲め
 賣買取組至て薄く殆んど見送の姿なり去る一日内外綿
 會社の改正價格は玉買上等アロウチ百斤二十一圓同中
 等アロウチ九十九圓同下等カンガム十八圓、米國玉
 リング二十五圓、支那綿十八圓八十錢同特別二牌十
 八圓玉買上等イ十八圓通州上等十七圓八十錢安南三
 圓三十錢にて右の中玉買綿の價格は本年一月の高直二
 十三圓五十錢に比し尙は二圓五十錢方の下直にあり當
 時此頃の爲換相場を比較し其割合に従て計算し來
 れば今後一層の高直を見る可からずと云へり

大坂紡績絲の激昂 大坂の紡績絲は各月中
 旬頃より二十五日頃迄暴落の爲め相場を激しく
 暴況なりしに同日以後稍や若氣を得びたる果先き今回

地方通信
 函館米況 在米の相場は、日來下り場所の大直なき
 日來下り場所の大直なき、日來下り場所の大直なき
 日來下り場所の大直なき、日來下り場所の大直なき

神戸の輸出米 期にて精米は、引圓滑ならざるにや殆
 引圓滑ならざるにや殆、引圓滑ならざるにや殆
 引圓滑ならざるにや殆、引圓滑ならざるにや殆

堂嶋の定期米 堂嶋の定期米、堂嶋の定期米、堂嶋の定期米
 堂嶋の定期米、堂嶋の定期米、堂嶋の定期米、堂嶋の定期米

鐵道會社 鐵道會社、鐵道會社、鐵道會社、鐵道會社
 鐵道會社、鐵道會社、鐵道會社、鐵道會社、鐵道會社